

ポケット六法 平成三〇年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日平成二九年九月一日までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成三〇年一月二日から平成三一年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三一年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成二九年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成三〇・六・一までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

平成二九年九月一日

六法編集室

凡 例

〔内容現在〕 平成二九年九月一日

〔掲載内容〕 ポケット六法平成三〇年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 平成三〇年一月二日から平成三二年三月三十一日まで（平成三二年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目次

公 法

○公職選挙法(昭和五法二〇)……………三
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成一六法六三)……………四

○検察審査会法(昭和三法一四七)……………四

○地方自治法(昭和二法六七)……………四

○行政手続法(平成五法八八)……………六

○行政不服審査法(平成二六法六八)……………六

○道路交通法(昭和三五法二〇五)……………六

○土地収用法(昭和二六法二九)……………七

○都市計画法(昭和四三法二〇〇)……………七

民 事 法

○割賦販売法(昭和三六法一五九)……………八

○特定商取引に関する法律(昭和五一法五七)……………九

○児童福祉法(昭和二三法一六四)……………九

○家事事件手続法(平成三三法五二)……………一〇

○会社更生法(平成一四法一五四)……………一〇

刑 事 法

○刑事訴訟法(昭和二三法三三)……………一一

社 会 法

○公益通報者保護法(平成一六法二二二)……………一三

○生活保護法(昭和五法二四四)……………一三

産 業 法

○金融商品取引法(昭和三三法二五)……………一四

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法五）
四（附則）一条（平成三〇・六・一までに施行）

刑事訴訟等の適用に関する特例

第六四條①（註略）

第四十三條第四項、第四十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第九十八條第四項、第九十九條第一項、第一百零三條第四項、第一百零九條、第一百十五條の二第二項、第二百九十九條の二第二項、第三百十六條の十一の項から第九十六條第一項第四号の項まで（略）	裁判官	裁判官、裁判員
第九十七條の二、第九十七條の四第一項、第九十八條の三、第九十六條の三十九條第一項から第三項まで、第四百十五條第七号の七、第四百七十七條第七号の七、第四百七十八條第七号の七、第四百七十九條第七号の七、第四百八十六條第六項の項から第四百八十五條第七号本文の項まで（略）	裁判官	裁判官、裁判員

第六五條①（略）

② 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第五十七條の四第一項に規定する方法により証人を尋問する場合においては、その証人の同意がなければ、これをすることができない。

第六六條

第六七條

第六八條

第六九條

第七〇條

○検察審査会法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法五）
四（本則）四條（平成三〇・六・一までに施行）

第三五條の二（改正より追加）

第三六條（証人尋問）①③（略）

④ 前項の召喚については、刑事訴訟法（昭和二十二年法律第三十号）を適用する。

○地方自治法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二六・五・三〇法五）
附則四條（平成三〇・四・一施行）
・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・四・一六法二五）
本則四條（平成三〇・四・一施行）
・地方自治法等の一部を改正する法律（平成二九・六・九法五）
四（本則）一条（平成三〇・四・一施行）

第一九六條（兼任の禁止）
① 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得、格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」といふ）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び市、町及び町の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第一九七條

第一九八條

第一九九條

第二〇〇條

第二〇一條

第二〇二條

第二〇三條

第二〇四條

第二〇五條

第二〇六條

第二〇七條

第二〇八條

第二〇九條

第二一〇條

第二一一條

第二一二條

第二一三條

第二一四條

第二一五條

第二一六條

第二一七條

第二一八條

第二一九條

第二二〇條

第二二一條

第二二二條

第二二三條

第二二四條

第二二五條

第二二六條

第二二七條

第二二八條

第二二九條

第二三〇條

第二三一條

第二三二條

体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く）に対し、報酬を支給しなければならない。

第二〇六條

② 普通地方公共団体の長は、前項の給付に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二〇七條

③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二〇八條

④ 改正より追加

⑤ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金又は手数料徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会の諮問によりこれを決定しなければならない。

⑥ 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分については、審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第十九條の四の規定を適用する。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

⑧ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により同項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑨ 改正より追加

⑩ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

⑪ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

⑫ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑬ 改正より追加

⑭ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

⑮ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

⑯ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑰ 改正より追加

⑱ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

⑲ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

⑳ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㉑ 改正より追加

㉒ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㉓ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㉔ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㉕ 改正より追加

㉖ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㉗ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㉘ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㉙ 改正より追加

㉚ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㉛ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㉜ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㉝ 改正より追加

㉞ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㉟ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㊱ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㊲ 改正より追加

㊳ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㊴ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㊵ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㊶ 改正より追加

㊷ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

㊸ 普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

㊹ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の成人につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限内までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該成人並びに当該成人に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

㊺ 改正より追加

㊻ 普通地方公共団体の長は、前項の成人について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促しなければならない。

⑧ 議会は、前項の規定による審問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。
⑨ 改正により追加
⑩ 第七項の審査請求に対する議決を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に申訴することができない。(改正後⑩)

⑪ 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これをすることができず。(改正後⑪)

(決算)
第三三条(一) 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調査し、出納の閉鎖後二箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。
② 略
③ 改正により追加
④ 改正により追加

行政財産を使用する権利に関する処分の審査請求
第三八条(七) 略
② 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
④ 改正により追加

職員賠償責任
第四三条(一) 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品、基金に損失を生じ、若しくは占有動産又はその使用に係る物品に損失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失を犯し法令の規定に反して該行為をしたときは、また同様とする。

② 前項の場合において、その損害が二人以上の職員行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
③ 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならない。
④ 第二百四十二条の五の規定に準じて、賠償額を決定した場
合において、賠償の命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。
⑤ 略
⑥ 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従ひ第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。
⑦ 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
⑧ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
⑨ 改正により追加
⑩ 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これに適用しない。(改正後⑩)

公の施設を使用する権利に関する処分についての審査請求
第四四条(四) 略
② 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
④ 改正により追加

機関等の共同設置
第五二条(七) 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の三において「議の事務局」という。)、第三百三十八条の四第一項に規定する委員若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第三百三十九条第一項に規定する行政機関、第三百三十八条第一項に規定する内部組織、委員若しくは委員の事務局若しくは事務局(同項)及び第二百五十二条の三において「委員事務局」という。)普通地方公共団体の議長、委員長若しくは事務局の事務を補助する職員又は第三百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができ、ただし、政令で定める委員会については、これ限りでない。

② 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

議会議務局等の共同設置に関する準用規定
第五二条(一) 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会議務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議長、委員長若しくは委員の事務局を補助する職員又は専門委員の共同設置について準用する。

(指定都市の権能)
第五二条(一九) 柱書略
① 略
② 改正により追加
③ 略
④ 略

(外部監査契約)
第五二条(二七) 略
② この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三第十四項各号に掲げる普通地方公共団体が、第百三十九条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第二項又は第三項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

(外部監査人の監査への協力)
第五二条(三三) 略
② 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局員、書記その他の職員又は第八十条の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

包括外部監査契約の締結
第五二条(三六) ① 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約につき、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合において、は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
② 略
③ 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの改正により附された。
④ 改正により追加
⑤ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。(改正後⑤)

① 第一項の規定により包括外部監査契約を締結する場合において、包括外部監査対象団体は、連続して四回同一の者と包括

外部監査契約を締結してはならない。(改正後④)

⑦ 略、改正後⑦

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

○行政手続法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三二）
法四 附則二九条一号（平成三〇・四・一施行）

（適用除外）

第二条（特許略）

一五（略）

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、取税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

②③（略）

七十六（略）

○行政不服審査法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三二）
法四 附則二九条一号（平成三〇・四・一施行）

（適用除外）

第七条（特許略）

一六（略）

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、取税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む）、財務局長又は財務支局長がする処分

②（略）

八十二（略）

○道路交通法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二九・六・二五）附則七条 号（平成三〇・四・一施行）

（免許の拒否等）

第九〇条（特許略）

一〇（略）

一 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五條の二に規定する認知症（第九二条第二項及び第九三条第一項第一号のにおいてに「認知症」という）である者
二一七（略）
②④（略）

（運転免許試験の免除）

第九七条の二（特許略）

一・二（略）

三 第三十條第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかった者（政令で定める者を除く）で、その者の免許が第九五条の規定により効力を失った日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定める事由を得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限る）当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（第九八条の二第一項第十一号及び第十二号において、「特定失効者」という）のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの（その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く））
イ 第九十九條第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五條の二に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という）に関する検査（以下「認知機能検査」という）並びに当該認知機能検査の結果に基づいて行方第九八条の二第一項第十二号に掲げる講習
ロ・ハ（略）
四・五（略）
②③（略）

○土地収用法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八・一・一六）附則九条一号（平成三〇・一・一、一五まで施行）
・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二九・五・二）法二六 附則七条 号（平成三〇・四・一施行）

（土地を収用し、又は使用することができるとする事業）

第二条（特許略）

三十一・三十二（略）

三十三 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四條第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営（三十一・三十四（略））
三十四 二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百八十一号）第八十八條第一項第一号から第四号まで掲げる業務の用に供する施設
三十四の三 三十五（略）

○特定商取引に関する法律

という。を行う者として認定することができる。
一四(略)
一 卸売販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定
二一六(略)
七 改正により追加

○児童福祉法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽

金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二九・五・二四
法七 附則二条(平成三〇・五・三)までに施行)

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二
条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規
定する販売又は役務の提供(同条第十二項に規定する金融
商品仲介業者が行う同条第十三項に規定する役務の提供
同項に規定する登録金融機関が行う同条第十五条の五第
一項第二号に規定する販売又は役務の提供(同条第七九
条の七に規定する認定投資者保護団体が行う同条第七九
条の七第二項に規定する役務の提供及び同法第五十二条第
四第一項又は第五十六条の二十七第二項に規定する役務
の提供)

八次に掲げる販売又は役務の提供

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

六一(略) 桂書略

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
法六五(本則)条(平成三〇・四・一)施行
児童福祉法及び児童虐待防止等に関する法律の一部を改正
する法律(平成二九・六・二)法九(本則)条(平成三〇
六・〇)までに施行)

第六六条(児童相談所長の探るべき措置)①(桂書略)

一 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは
関係団体の事務所若しくは事務所へ通わせ当該事業若しく
は事務所において、又は当該児童若しくはその保護者との住
所若しくは居所において、児童相談所若しくは児童委員に指
導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭
支援センター、都道府県外の障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律第五十二条第十六項に規定す
る一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第二項第
二号及び第三十四条の七において、障害者等相談支援事業、
という)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる
者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させるこ
と

三三八(略)

第八八条(保護者の児童虐待等の場合の措置)①(略)

二 当該措置を開始した日から一年を超えてはならない。ただし、
当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第
二号の措置をいう。以下この条において同じ)の効果等から照
らし、当該措置を継続しなれば保護者その他の児童を虐待し、著
しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するお
それがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を
得て、当該期間を更新することができる。

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

新五(改正により追加)
⑤ 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合におい
て、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当
該保護者に対し指導措置を採るものと相当であると認めるとき
は、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧
告することができる。(改正後の⑥)
⑦(略) 改正により追加

第三二条(一時保護)①(略)

二 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第
一項又は第二項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に
確保し適切な保護を図るため、又は児童の身身の状況その他
から見て、児童の安全を確保するため、児童相談所長を
して、児童の一時保護を行わせ、又は適当なる者に当該一時保
護を行うことと委託させることができる。

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

有効な改正前規定（家事事件手続法 会社更生法）

童以外の満二十歳に満たない者以下「児童等」というの親権者に係る民法第八百二十四条文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○家事事件手続法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二九・六・二、法六九、附則五条、平成三〇・六・二）までに施行

別表第一（第三十九條、第一百十六條、第一百十八條、第一百二十九條、第二百十六條、第二百十七條、第二百十九條、第二百十八條、第二百五十條、第二百五十九條、第六百六十六條、第六百六十九條、第六百七十條、第六百六十八條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百八十一條、第六百八十八條、第六百八十九條、第二百二十條、第二百九十九條、第二百二十六條、第二百七十七條、第二百二十五條、第二百二十七條、第二百三十二條、第二百三十四條、第二百四十條、第二百四十四條）

根拠となる法律の規定

項	事項	根拠となる法律の規定
	成年後見の項から性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の項まで（略）	
	児童福祉法	
百二十七	都道府県の措置についての承認	児童福祉法第二十八條第一項第一号及び第二号ただし書
百二十八	（略）	（略）
百二十八の二	項（改正により追加）	生活保護法等の項から中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の項まで（略）

○会社更生法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方税法及び航空機燃料課税法の一部を改正する法律（平成二九・三・三、法三）附則四條（平成三〇・四・二）施行
・所得税等の一部を改正する等の法律（平成一九・三・三、法四）附則二三五條（平成三〇・四・一）施行

（更生債権等の免責等）

第①〇四條（註書略）

第一一三條（略）

四 租税等の請求権（其助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯問取締法（明治三十二年法律第六十七号）第十四條第一項（地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

②③（略）

有効な改正前規定（刑事訴訟法）

第三二条の二「ビデオ方式による証人尋問調書の証拠能力」① 被害事件又は他の事件の刑事手続において第三百五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② ③ 略

新四章（第三五〇条の二―第三五〇条の五）改正により追加

第四章 即決裁判手続（改正後の第五章）

第一節

第三五〇条の二・第三五〇条の三 略 改正後の第三五〇条の二六・第三五〇条の二七

第二節

第三五〇条の四―第三五〇条の七 略 改正後の第三五〇条の一八―第三五〇条の二二

第三五〇条の八〔即決裁判手続による審判の決定（任意略）〕

一 第三百五十条の（第二項又は第四項の同意が撤回されたと

き。

二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかったとき、又はその同意が撤回されたとき。

三・四 略

改正後の第三五〇条の二三

第三五〇条の九 略、改正後の第三五〇条の二三

第三五〇条の一〇〔公判審理の方式〕① 第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百九十条、第二百九十一条及び第二百九十四条から第二百九十七条までの規定は、これを適用しない。

② 略

改正後の第三五〇条の四

第三五〇条の一〔即決裁判手続による審判の決定の取消し〕

① 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一―四 略

② 前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたとき

きは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。
改正後の第三五〇条の二五

第三五〇条の二〔公訴取消しによる公訴棄却と再起訴、即決裁判手続の申立てを却下する決定、第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げられる場合に該当することを理由とするものを除く〕
があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第一号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。（改正後の第三五〇条の二六）

第二節

第三五〇条の三〔伝聞証拠排斥の適用除外〕第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第二百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。（改正後の第三五〇条の二七）

第四節

第三五〇条の四〔即日判決の要請〕裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。（改正後の第三五〇条の二八）

第三五〇条の五 略、改正後の第三五〇条の二九

第五節

第三五〇条の六 略、改正後の第三五〇条の三〇

第六節

第三五〇条の七 略、改正後の第三五〇条の三一

第三五〇条の八 略、改正後の第三五〇条の三二

第三五〇条の九 略、改正後の第三五〇条の三三

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三四

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三五

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三六

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三七

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三八

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の三九

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四〇

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四一

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四二

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四三

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四四

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四五

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四六

第三五〇条の一〇 略、改正後の第三五〇条の四七

○公益通報者保護法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二九・六・三法七〇）附則九条一号（平成三〇・六・二二までに施行）

別表（第二条関係）

一―三（略）
四 農林物資の規格化等に関する法律 昭和二十五年法律第百五十八（略）

○生活保護法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二九・六・二法五二）附則三条（平成三〇・四・一施行）

第三条①―③（略）

④ 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八十二条に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ）、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ）であつて第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの（を含む）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。

⑤（略）

縮役及び仮執行役を含む）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一一二七（略）